

# 公的年金受給者で、個人住民税を納税されている方にお知らせです

## 今年の10月から個人住民税の公的年金からの特別徴収が始まります

平成20年度の地方税法改正により、平成21年10月から、年金に係る所得に対する個人住民税（道府県民税・市町村民税）の支払い方法が変わります。

現在、公的年金を受給している個人住民税の納税義務のある人は、役場、銀行などの窓口で個人住民税をお支払いいただくか、口座振替により納付していただいています

が、公的年金所得に係る個人住民税は、平成21年10月から公的年金から特別徴収（天引き）されることとなります。

**65歳以上の公的年金受給者のうち、個人住民税を納税する義務がある人が対象です**

この制度の対象となるのは「4月1日現在65歳以上の公的年金受給者（年額18万円以上の老齢基礎年金または老齢年金、退職年金などを受給している人）」で、前年中の年金所得に係る個人住民税の納税義務のある人です。

なお、「介護保険料の特別徴収の対象とならない人」や

「当該年度の特別徴収額が老齢基礎年金などの額を超える人」、「64歳までの年金受給者」などは特別徴収の対象とはなりません。その場合、年金に係る住民税については納付書または口座振替による納税となります。

**特別徴収の対象となる税額は「公的年金所得に係る個人住民税」のみです**

特別徴収（天引き）されるのは「厚生年金、共済年金、企業年金などを含む全ての公的年金などの所得に係る個人住民税分」です。年金所得以外（給与所得やその他の所得など）の所得に係る個人住民税および特別徴収の対象とならない人の個人住民税については、従来どおり、本人が納付書または口座振替により別に納めることとなります。

**新たな税の負担が生じるものではありません**

この制度は、個人住民税のお支払い方法を変更するもの

であり、これにより新たな税の負担は生じません。個人住民税の公的年金からの特別徴収制度では、受給者が支払うべき個人住民税を社

会保険庁などの「年金保険者」が市町村へ直接納め、受給者には、年金から個人住民税を差し引いた差額が支払われることとなります。

**平成21年10月支給分から徴収が始まります**

なお、特別徴収（天引き）の開始は、平成21年10月支給の年金からとなります。そのため平成21年度の税額の半分については、平成21年6月および8月に普通徴収（納税通知書または口座振替により支払う方法）で納めていただくこととなります（上図参照）。

また、翌年度は2月分の金額と同額を4月から8月の年金で仮徴収し、10月から決定税額の残額を本徴収します。

特別徴収される公的年金の種類および徴収される税額などは、6月中旬にお送りする町民税・県民税納税通知書によりお知らせいたします。

役場税務課 町民税課係  
☎内線 195、196

### 例（個人住民税が16,000円の場合）

#### ■年金特別徴収開始年度

徴収の方法	普通徴収：納付書または口座振替で納付		特別徴収：年金から天引き（本徴収）		
	納付月（年金支給月）	納付税額	納付月（年金支給月）	納付税額	納付月（年金支給月）
	6月	4,000円	10月	2,800円	2月
	8月	4,000円	12月	2,600円	
	年税額の約1/4ずつ		年税額の約1/6ずつ		
	4,000円		2,600円		

#### ■年金特別徴収2年目以降

徴収の方法	特別徴収（仮徴収）			特別徴収（本徴収）		
	納付月（年金支給月）	納付税額	納付月（年金支給月）	納付税額	納付月（年金支給月）	納付税額
	4月	2,600円	10月	2,800円	2月	2,700円
	6月	2,600円	12月	2,700円		
	8月	2,600円	年税額から仮徴収分を差し引いた金額の約1/3ずつ			
	前年度2月分と同額ずつ			2,700円		